

Title	テイロ・ラム著『労働協約の当事者』
Sub Title	Thilo Ramm : Die Parteien des Tarifvertrags
Author	金子, 晃(Kaneko, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.8 (1964. 8) ,p.116- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	労働法をめぐる諸問題 紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640815-0116

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Thilo Ramm:

Die Parteien des Tarifvertrags

Arbeits- und Sozialrechtstudien Heft 7,

Gustav Fischer Verlag, Stuttgart, 1961.

テイロ・ラム著

『労働協約の当事者』

誰が労働協約の当事者であるか、すなわち労働協約の締結によって直接に権利を得、義務を負うのは誰かという問題は、いわゆる労働協約の債務的部分に関する義務違反、とりわけ平和義務違反にとつて重要なことである。労働協約のいわゆる規範的部分については、協約法四条一項一号の規定によつて解答が与えられている。この規定によれば、労働関係の内容、締結および終了を規制している労働協約は、直接的かつ強制的に労働協約の拘束を受ける労使に適用される。この場合、協約法三条一項によれば、労働協約の当事者の構成員が拘束を受ける。したがつて、労働組合の個々の構成員あるいは個々の使用者（企業別協約は除く）が協約当事者ではなく、労働協約を締結した組織、すなわち労働組合および使用者団体が協約当事者である。このような結論は、協約法二条——この規定によれば、個々の労働者ではなく、労働組合のみが協約当事者であるが——によつ

て承認されているようにみえる。この実定法からの推論は、労働協約は一つの統一的な法規であるから、労働協約の規範的部分については労働協約の当事者の問題に関して与えられた立法的解答は、労働協約の債務的部分にも妥当しなければならないという結論になる。

この結論は、詳細に検討すれば、非常に大きな問題を有している。と著者は指摘しており、他の方法で協約規定の直接的・強制的作用が明らかにされれば、協約法二条は単に労働者側とのみ関係するだけであつて、使用者側には関係がなく、立法者によつて与えられた法規範としての労働協約の性格づけ、および協約法四条一項一号からの帰納的結論の援用は、その説得力を失うと主張する。したがつて、著者は、単に協約当事者についての技術的な問題としてではなく、協約理論そのものの検討という基本的な点から問題を提起しようとしている。

著者のこのような問題意識に対応して、本書の構成は、第一章 支配的見解と実際に適用した場合の結果、第二章 支配的見解の歴史的發展とその正当性、第三章 私見、となつている。以下、簡単に本書の内容を紹介することにする。

一 支配的見解すなわち *Verbandstheorie* にしたがえば、平和義務は使用者側よりも労働者側により重い義務を課すことになり、その限りにおいては労働者の不利益という結果になる。なぜなら、支配的見解によれば、協約の当事者は労働組合および使用者団体であり、したがつて平和義務は団体に課せられるのであつて、個々の構成員に課せられるのではないからである。ところで、個々の労働者

は、労働争議を行なうことはできない——概念的にも実際のにもストライキは常に集団的行為である。これに対して個々の使用者は、作業所閉鎖ができる。そこで、個々の使用者が、労働協約存続中に作業場閉鎖を行なつた場合、支配的見解によれば、彼らは労働協約違反を問われない。なぜならば、彼らは使用者団体の構成員であつて、労働協約によつて義務を課せられていないからである。むしろ彼らは、労働協約によつて、第三者のためにする契約の理論にしたがつて権利を得るのである。このように、*Verbandstheorie* を使用者側と、労働者側に形式的に平等に適用すれば、社会的対立者の「武器の平等」が破られ、労働者側に重荷を負わせる結果になることを、労働者側の不利益が示している。このような不利益は、平和義務においていたるところにみいだすことができる。労働協約によつて形成され、平和義務によつて保証された法的状態が完全に実現されるとする等価関係を否定して、平和義務の領域で不均等に重い責任を労働者側に課すことは、基本法二〇条、二八条の社会的国家の原理に違反する。なぜならば基本法二〇条、二八条は、社会的弱者としての労働者の保護と労働者の団結とを使用者団体と同等に取り扱うことを命じている。ところでこのような等価としては、特に平和義務に密接な関係を有する当該協定の強制義務、すなわち実行義務が問題となる。

支配的見解にしたがえば、実行義務には、平和義務の場合のように、第三者のためにする契約はほとんど、あるいは例外的にしか認められない。いいかえれば、個々の労働者は実行義務の履行を請求

することを認められない。その理由は、実行義務は、相対立する協約当事者の《集团的に保護するに価する利益》を前提としているからである。この集团的利益は労働協約を《原則的》に履行することにあると同時に、《個々の企業における、相手側の構成員による協約規範の計画的違反》が許されないことを、特に示している。理論的にみれば、この見解は多くの矛盾を有しているが、実行義務の概念については、このことが特にあてはまる。実行義務は、それが集团的に団体に課せられた義務であるから、使用者側については、労働協約規定の実行は使用者団体の義務であることを意味する。しかし、このことは実は個々の使用者の問題であり、Verhandstheorieによれば、個々の使用者は協約当事者ではないから、実行義務は、個々の使用者に実行させるといふ使用者団体の義務、いわゆる *Einwirkungspflicht* に変形する。支配的見解の矛盾は、この実行義務の変形と結びついている。支配的見解によれば、労働協約規定の実現を可能にする唯一の方法として、労働協約規定を彼の企業で実行することを使用者団体が個々の使用者に行わせる労働組合の請求権が残されている。しかし、この請求権もほとんど実現可能性がない。このように、支配的見解によつて与えられている実行義務の法的実現可能性が、労働者側にとつてまったく不十分である理由は、労働協約規定を実際に行う個々の使用者が労働協約に含まれていないことにある。すなわち *Verhandstheorie* は個々の使用者を義務者とはみなさない。したがつて、個々の使用者に賠償を命じない。さらに注意しなければならないことは、組合が大きな財産を有して

いるのに反して、使用者団体の財産は微々たるものであり、使用者団体より実行義務違反の損害賠償をとれないことである。

以上のように、著者は支配的見解とその実際に適用した場合の結果を検討して、次のように結論を下している。支配的見解を現実に適用した結果と支配的見解の理論的矛盾とが、支配的見解の修正の不可避的であることを示している。現実の *Verhandstheorie* の構成は、使用者側よりも労働者側に不均等に強く作用する、労働争議の自由を制限する手段として把握される。労働者は、労働協約規定の実現可能性に関して、なんらの等価物を有していない。したがつてこの理論は、労働者を社会的弱者として保護することを強制的に要求している基本法二〇条、二八条と一致し難い。

二 著者は、第二章で支配的見解の歴史的発展とその理論的根拠を検討して、次のように結論づけている。

(1) その主張者はもちろん、拒否しているけれども、第三者のためにする契約の理論を導入したことは、実際には *Verhandstheorie* の修正である。

(2) 第三者のためにする契約に対する批判として、*Verhandstheorie* の基礎そのものに異議を唱えるものが、あいかわらず存在する。

(3) *Verhandstheorie* を実際に適用した場合の欠陥と不十分さは、その創始者によつて認められており、立法者による匡正手段が要求されている。それにもかかわらず立法者は、一九四九年に改正提議の一致をみたにもかかわらず、それを認めず、むしろ不十分な修正で満足したのである。

しかし著者はこのような個々の批判よりも、いわゆる労働協約規範の直接的効力が、それに相当する立法上の規定がなければ不可能であるとしている。Verbandsstheorieによつて、労働協約が債務的部分と規範的部分に引き裂かれていることのほうが、より重要であることを指摘している。

最後に著者は、歴史的考察の意義について述べている。すなわち、歴史の流れの中で、理論闘争をみるることによつて法実証主義から解放され、理論闘争の核心——個人主義的権利概念と共同体概念から集団的概念への変化を認識することができる。Vertretertheorie, Kombinations- oder KumulationsstheorieとVerbandsstheorieとの背後には、それぞれ個人のみが権利義務の主体であるのか、個人の側に集団があるのか、あるいは集団が支配者となるのかという問題が存在する。Verbandsstheorieの漸次の前進自体が、労働法の前進的集団化——個人主義的労働法の集団的労働法による排除——のまぎれもない表われである。

このような分裂を法的に表現すれば、集団法というものが未だ個人法を完全に侵蝕していない、したがつて集団と個人とがその支配を争つている変革期に社会がある、ということである。このことが現在に妥当するかどうかは、法律家にとつては、社会学的研究の対象ではなく、固有の評価の対象である。法律家は、むしろ社会制度に関する根本的決定、すなわち憲法に拘束される。今日の支配的見解の合憲性の問題が、最後の問題として提起される。

三 第三章で筆者は自己の見解すなわち Differenzierungstheorie

を展開する。

まず使用者団体と労働組合とが、その構成原理を異にすることを指摘する。すなわち、欠けている保護の必要性と集団的行為への内在的傾向の程度の相違は、個々の使用者の使用者団体に対する関係が、個々の労働者の労働組合に対する関係とは根本的に異なつて評価されるべきであることを強いる。労働者は、労働組合の保護が頼りであり、労働組合がなければ、その社会的地位が危険にさらされるという事実の認識が、労働者と労働組合の間の直接的かつ密接な利益の一致を生みだす。個々の労働者間に利益の矛盾がなければ、それだけ労働組合は強力である。利益は、労働条件と賃金を改善する努力において一致している。労働者間の競争は、なにもをも改善しはしない。むしろ労働者は、競争の規制、使用者の恣意的決定の排除あるいは少なくとも制限に関心を持つている。

これに対して使用者側にあつては、様子は異なつている。なるほど、ここでも労働者の要求の防衛ということに個々の使用者の利益の一致が集まることは否定しえない。しかし、これは競争によつて、個々の使用者に与えられる利益の衝突によつて、常におびやかされている。労働争議の際にも、利益の衝突が存在する。個々の使用者は、競争者の企業で労働争議が継続している間に、労働組合の要求を満たすことによつて競争の利益を多くの場合得ることができ。さらに、使用者側と労働者側における、個人と団体の関係の相違が、争議において非常に明白に現われる。

このような労働者側と使用者側の権力状態と利益状態の相違は、

労働協約のいわゆる債務的部分の法的評価に際して当然に考慮されなければならないことを著者は強調する。すなわち労働者側には、依然として、*Verbandsrechte* が妥当する。団体のみが協約締結者である。団体のみが権利義務の主体である。個々の労働者は、第三者のためにする契約の原理によつて、権利を得る。

これに対して、使用者側では、個人は集団に解消されない。むしろ使用者は個人として維持される。たとえ彼らの利益が、使用者団体によつて保護される場合であつても同様である。かかる現実には、*Verbandsrechte* は適合しない。したがつて、*Vertretersrechte* が適用されるか、あるいは、*Kombinations- oder Kumulationsrechte* が適用されるかの問題となる。この問題は少くとも最終的には、実定法によつて決定される。*Kombinations- oder Kumulationsrechte* が協約法二条一号、八条および四条四項一号に一致する。結局、協約法二条四項から、*Kombinations- oder Kumulationsrechte* に対する立法者の明白な態度が引き出される。すなわちその構成員の代表者として労働協約を締結する最上部組織でさえ、その労働協約から生じた義務の履行について、構成員と共に責任を負うのだから、同一のことが、使用者団体—使用者の關係にも妥当するのが正当である。

このような結果は、利益にも一致する。使用者側については、使用者団体によつて締結された労働協約は、当該労働組合の労働条件をほとんど统一的に規制し、またこのような基準で、全てではないが広範囲に、特に競争要素としての賃金を排除する。このことは、企業者としての使用者の利益と同時に、内部的団結のために構成員

の平等取扱を得ようと努力する労働組合の利益にも一致する。かかる両者に存する集団的利益は、*Kombinations- oder Kumulationsrechte* は適合する。これが協約当事者の意思にもつともよく適合する。さらに、市民法の基礎である契約自由の原則が承認されるかぎり、契約に現われた当事者の意思に合致する法律構成が常に正当である。このようにして、使用者側には *Kombinations- oder Kumulationsrechte* が妥当し、使用者団体が締結した労働協約は使用者団体とその構成員、すなわち個々の使用者が労働協約の当事者となる。

以上の結論を平和義務に適用すれば次のようになる。*Verbandsrechte* の労働者側への適用の結果、権利義務の当事者である労働組合のみが加害者であり、被害者である。使用者側は *Kombinations- oder Kumulationsrechte* を適用した結果、使用者団体と同時に個々の使用者が、平和義務に違反し損害賠償の責を負うことになる。

結局著者は、使用者団体と労働組合が、その構成原理を異にすることを理由に、使用者団体には *Kombinations- oder Kumulationsrechte* を、労働組合には *Verbandsrechte* を適用することを主張する。その結果、使用者団体が締結した労働協約の当事者は、使用者団体、その構成員・すなわち個々の使用者と労働組合である。このような結論が、実際上もまた理論的にも、もつとも妥当であると著者は主張する。

以上が著者の見解の概略であるが、産業別統一協約への方向が論議されているわが国においても、きわめて興味深いものである。